

発明届に関するQ & A

発明届を提出する前に、新規物質およびその製造方法を学会で発表してしまいました。特許出願はできますか？

発表後であっても、登録した者のみ参加する学会など、見聞きした人が限定できるような状況では、権利の範囲が限定されますが、特許出願できます。
(発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための制度)

発明となり得る知見が、口頭や論文等により公表された結果、公知であるとみなされ、特許登録(権利化)できない場合があります。ということは知的財産になり得る機会を逃してしまったということになります。発明と思われたら、必ず公表前に発明届を提出し、権利の確保に努めてください。

なお、発表後であっても、登録した者のみ参加する学会など、見聞きした人が限定できるような状況では、権利の範囲が限定されますが、救済できる場合(発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための制度)がありますので、発明届は必ず提出してください。